

奈良県訓令第五号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条第十七号中「第三条第四項第九号」を「第三条第四項第八号」に改め、同条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、同条第二十二号中「所長補佐」の下に「、同項第十一号に規定する部長」を加え、「主任調整員、」の下に「同項第五号に規定する主任企画員並びに」を加え、「、同項第七号に規定する主任企画員並びに同項第十一号に規定する部長」を削り、同号を同条第二十一号とし、同条第二十三号を同条第二十二号とし、同条第二十四号イ中「、史料編纂調整官」を削り、同号カ中「並びに」の下に「ならの観光力向上課及び」を加え、「、観光産業課及びならの魅力創造課」を削り、同号キ中「子育て支援課、こども家庭課及び女性支援課」を「女性活躍推進課、子育て支援課及びこども家庭課」に改め、同号ケ中「都市計画室」の下に「、大宮通り新ホテル・交流拠点事業室」を加え、「住宅課」を「住まいまちづくり課」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。